

令和2年5月1日

ご相談者様
企業の皆様
関係機関の皆様

社会福祉法人 青い鳥
川崎南部就労援助センター
所長 西村 和恭
電話（０４４）２０１－８６６３

緊急事態宣言発令に伴う対応について 2

平素より川崎南部就労援助センターの事業に対し、ご協力を賜り感謝申し上げます。
4月7日の緊急事態宣言発令に伴い、当就労援助センターの業務の一部を縮小してまいりました。5月7日以降につきまして、緊急事態宣言が解除されない場合は、下記の対応を継続させていただきます。ご不便おかけしますが、ご理解ご協力お願い申し上げます。

尚、お電話でのご相談は出来ますので、何かお困りごとがございましたら当就労援助センターまでご連絡くださいませ。

記

- ① 就労援助センター内での面談及び訪問による面談を原則延期とさせていただきます。
- ② 職員の出勤をローテーションにし縮小致します。
- ③ 新規のご相談については、緊急事態宣言が解除されたのち順番にご案内させていただきます。その為、相談開始までお時間がかかる可能性がございます。
- ④ センター職員の健康管理を徹底致します。
- ⑤ 職員に感染者が出た場合は、保健所の指示によりセンターを閉所する場合がございます。その際は法人ホームページにてお知らせ致します。
- ⑥ ご相談につきましては、電話にて随時対応しておりますので、何かお困り事がございましたら下記の電話におかけくださいますようお願い申し上げます。

川崎南部就労援助センター 電話（０４４）２０１－８６６３

以上